



埼玉県報

第 2898 号
平成 29 年(2017 年)
5 月 9 日
火曜日

目次

告示

- 東松山都市計画事業藤曲土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第 1 回）（市街地整備課）

正誤

- 埼玉県告示第 569 号目次中訂正（市街地整備課）
- 埼玉県告示第 569 号中訂正（市街地整備課）

告 示

埼玉県告示第五百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

平成二十九年五月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

東松山市藤曲他地区開発共同企業体

二 事業施行期間

平成二十七年六月五日から

平成二十九年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県東松山市大字松山字藤曲の一部、字仲田町の一部

四 土地区画整理事業の名称

東松山市計画事業藤曲土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県東松山市松本町二丁目一番一号

六 施行認可の年月日

平成二十七年六月五日

七 変更認可の年月日

平成二十九年五月九日

正 誤

埼玉県告示第五百六十九号（平成二十九年四月二十八日第二千八百九十五号）目次
次中訂正

誤

富士見都市計画事業藤久保第一土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）

正

富士見都市計画事業三芳町藤久保第一土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）

正 誤

埼玉県告示第五百六十九号（平成二十九年四月二十八日第二千八百九十五号）中
訂正

ページ 行

一 前から三

誤

富士見都市計画事業藤久保第一土地区画整理事業

正

富士見都市計画事業三芳町藤久保第一土地区画整理事業